

# GO TO CHINA

## 中国化粧品通販の戦略

presented by 薬事法有識者会議

### I N D E X

Part1. 全体像

Part2. 化粧品に対する中国の法規制

Part3. 化粧品の許可取得

Part4. 中国において化粧品ビジネスで成功する戦略

Part5. 税金

Part6. 日本からの中国への輸出

Part7. 日本で製造するか中国で製造するか

ブログ「見てわかる旬の薬事&景表法情報」もご覧下さい

<http://ameblo.jp/yakujijohou>

中国進出をお考えの方はお気軽にメールでお問合せ下さい。

メール: [info@yakujihou.com](mailto:info@yakujihou.com)

## Part1. 全体像

<前注> 中国の化粧品は日本の薬用化粧品にあたる特殊用途化粧品と一般化粧品に分けられます。日本と異なり、一般化粧品であっても物の許可が必要です。

1. 化粧品の販売方法は店販、通販、直販(アムウェイ型)があります。  
店販は大手に任せておきましょう。(2008年現在でファンケルは40店舗)  
通販はこれまでテレビショッピングかTaobaoのような楽天and/orヤフオクスタイルしかありませんでした。純粹のダイレクトマーケティングはなかったのです。  
その原因は決済手段とロジが未成熟であったことによりますが最近になってこれらの原因が解決されて真の通販がスタートしています。この先、真の通販マーケットが何兆円規模に育つのは確実です。  
この大きな金鉱を掘り進める水先案内人として私共LLP薬事法有識者会議はお役に立ちたいを考えています。
2. 日本と異なり、中国では、化粧品の販売を行うには、①業と②商品、それぞれについて許可が必要です。  
しかし、貴社の化粧品を許可を取得して販売する価値があるかどうかを見きわめるのが先決です。  
そこで私共は、個人輸入スタイルでテストマーケティングを行うシステムを構築しました。  
まずはテストマーケティングを行い、その結果を見て、本格的に中国に進出する価値があるのかどうかを検討しましょう。
3. 尚、あらかじめ使用禁止成分・使用制限成分の規制に抵触しないか調べておくことが必要です。中国は日本よりはるかに成分規制が厳しいです。  
中国で法律上売れない化粧品はそもそも検討の余地がありません。  
化粧品衛生規範 [http://www.yakujihou.com/images/china\\_hygiene.pdf](http://www.yakujihou.com/images/china_hygiene.pdf) をしっかりチェックして下さい。

ブログ「見てわかる旬の薬事&景表法情報」もご覧下さい

<http://ameblo.jp/yakujijohou>

中国進出をお考えの方はお気軽にメールでお問合せ下さい。

メール: [info@yakujihou.com](mailto:info@yakujihou.com)

## Part2. 化粧品に対する中国の法規制

### 1. 化粧品の種類

#### 一般化粧品

1	頭髮用品	一般頭皮用製品	グリース類、ポマード類、ヘアクリーム類、ヘアウォーター類、ジェル類
		目に触れやすい頭皮用製品	洗髪類リンス(コンディショナー)類、スプレーボトル式ミスト類、一回性スプレーボトル式着色料(非ヘアダイ型)
2	基礎化粧品	一般基礎化粧品	クリーム類、乳液、オイル類、化粧水、ボディー用剤、シャワー関連用品
		目に触れやすい製品	眼部周りの基礎化粧品類、マスク類、洗顔類
3	メイクアップ用品	一般メイクアップ用品	化粧下地類、パウダリー類、チーク類、ボディーペインティング関連製品類
		眼部メイクアップ用品	アイブロウ類、アイシャドウ類、アイライン類、アイラッシュ類、アイメイク洗浄剤
		唇及び唇部メイクアップ用品	リップクリーム類、リップグロス類、口紅類、リップライナー
4	マニキュア用品	保護類、着色関連製品類、清潔漂白関連製品類	
5	芳香剤	香水類、コロン類、フロリダ水類	

#### 特殊用途 化粧品

		定義(化粧品衛生監督条例実施細則)
1	育毛類	毛髪の生長を助け、脱毛及び切れ毛を減少させる化粧品。
2	健康美容類	体形の健康美容を助ける化粧品。
3	美乳類	乳房の健康美容を助ける化粧品。
4	ヘアダイ類	頭髪の色を変える効果を持つ化粧品。
5	ヘアパーマ類	頭髪の湾曲度を変え、同時に相対的に安定させる化粧品。
6	日焼け止め類	紫外線吸収効果を持ち、日焼けによって引き起こされる皮膚の損傷を軽減する効果を持つ化粧品。
7	除臭類	腋臭を消去するために利用する化粧品。
8	色素除去類	皮膚表皮の色素沈着の軽減に使用する化粧品。
9	脱毛類	体毛の減少、削除効果を持つ化粧品。

### 2. 化粧品の成分規制

\* 規制法: 化粧品衛生規範 [http://www.yakujihou.com/images/china\\_hygiene.pdf](http://www.yakujihou.com/images/china_hygiene.pdf)

使用禁止		カンタリズ、ヘキサクロロシクロヘキサン、水銀及び水銀化合物、アコニチン及びその塩類、抗生物質類、ベンゼン、二硫化炭素、四塩化炭素、人の組織細胞またはその製品、エピネフリン、リドカイン、糖皮質ホルモン、女性ホルモン類、胎児ホルモン類、麻酔薬類など
------	--	--

使用制限	一般	フェニルカルビノール、6メチル基クマリン、レゾルシン、二硫化セレンなど
	防腐剤	_____
	紫外線吸収剤	_____
	着色料	_____

### 3. 化粧品のパッケージ表示

\* 規制法: 消耗品使用説明・化粧品運用基準など

	項目	記載例
1	製品名称	太陽花スキンクリーム
2	製造者名称	日本薬事法公司
3	製造国	日本
4	製造者所在地	東京都渋谷区富ヶ谷1-38-3
5	総量	100g
6	ロット番号	3j5M15
7	使用期限	1998年1月1日までに使用のこと
8	注意	本品にはウルソールが含まれており、使用前にかならずパッチテストを行い、24時間後に異常反応がないことを確認して使用してください。
9	輸入化粧品衛生認可証書番号	(96)衛粧進字01-JK-0002号
10	取扱業者	北京市軽工業品輸出入公司
11	取扱業者所在地	北京市内務部街20号

#### <注>

- 化粧品の表示、広告表現のルールは現段階では明確ではないが、近々、それを定めた「化粧品標箋標識管理規範」が公布される予定である。
- 全成分表示については、08年6月にG135296. 3が公布され、2年後の10年6月より正式実施される予定である。  
cf.石舘周三、中国における最近の化粧品産業に動向、フレグランスジャーナル 2009. 2

## Part3. 化粧品の新規取得

1. 度々述べていますように中国では化粧品について物の許可を取得しなければなりません。
2. 許可取得の流れ
  - ①指定期間でデータを取得します
    - ……疫病予防コントロールセンター(北京・上海・広州)etc.
    - ……一般化粧品は安全性データ → 安全性試験の項目については後掲、「日本から中国への輸出」参照
    - ・特別用途化粧品は安全性データと有効性データ → 安全性試験の項目については後掲、「日本から中国への輸出」参照
  - ②テスト結果と成分配合表と製品の使用説明書をSFDAに提出し審査を受けます → 安全性試験の項目については後掲、「日本から中国への輸出」参照
3. 以上に要する期間は、一般化粧品が3ヶ月程度、特殊用途化粧品が6ヶ月程度です。費用は安全性データであれば50～100万円程度です(安全性試験の項目については後掲、「日本から中国への輸出」参照)。

ブログ「見てわかる旬の薬事&景表法情報」もご覧下さい

<http://ameblo.jp/yakujijohou>

中国進出をお考えの方はお気軽にメールでお問合せ下さい。

メール: [info@yakujihou.com](mailto:info@yakujihou.com)

## Part4. 中国において化粧品ビジネスで成功する戦略

### 1. まずは日本からのテストマーケティング…STAGE1

#### 1) 中国では何をやるにも許可が必要です。

化粧品という商品にも許可が必要ですし、インターネットで広告を行うにも許可が必要です。

また、そのための会社を用意する際には、51%以上中国資本が入っていないとダメだということもあります(この点の規制は上海が最も緩い)。

これらの許可をすべて取得してビジネスを始めたがさっぱり売れなかったというのではあまりにもリスクの大きいビジネスということになります。

#### 2) まず、使用禁止成分・制限成分をチェックして下さい。

#### 3) 2)がOKなら、私どもでは、まずは個人輸入スタイルでテストマーケティングを行うことをおすすめしています。手順はこうです。

①日本において中国向けの中国語のECサイトを作ります(日本で作るので何の許可も要りません)。

↓

②中国の消費者はアリペイというデビットカードを使って支払いを行い、日本の企業にはアリペイを通して日本円で売上が入ります(デビットカードなので決済即入金となります)。

↓

③EMSで配送

#### 4) 受付はすべてメールで行います(私どもの外注先の中国人スタッフが対応します)。

サイトのプロモーションはリスティング広告で行います。

#### 5) サイトを立ち上げてプロモーションを3ヶ月行い、その結果を見て、次のSTAGEに進めるかどうかを判断します。ここまでに必要な費用は大体2~300万円です。

### 2. 次は中国での許可取得→製造→販売…STAGE2

#### 1) STAGE1において行けそうだと判断したときは次のSTAGEに進みます。まず、化粧品の許可を取得します。

これは私どもと提携している日系の化粧品のOEMメーカーにて行います。期間にして1~6ヶ月、費用にして0~100万円くらいが必要です(一般化粧品か特別用途化粧か、シリーズものの追加かどうかで異なります)。

#### 2) 許可を取得したら、OEMにて製造します。

中国のOEMはロットが大きく3000以上です。

日系のOEMメーカーの場合、原料は日本から輸出しているので、品質は問題ありません。

#### 3) 選択肢としては日本で製造して中国で輸入するという方式もありえます。「MADE IN JAPAN」にこだわりたいときはそうなります。

しかし、3つの問題があります。

①データを出して輸入許可を取らなければなりません(Part6)。

②税金が50%くらいかかります(Part5)。

③通関トラブルのリスクがあります(マックスファクターⅡの事件がそうでした)。

4) 販売は次のようなチャンネルが考えられます(通販の場合)。

A. 中国でECサイトを立ち上げダイレクトECを行う

B. 東方CJ、ANVのようなテレビショッピングに卸し販売してもらう。

cf. ANV…上海周辺(視聴世帯1200万人)…元ライブドアの中西氏が副社長

- ・5万円くらい払ってテレビショッピング番組を作ってもらう
- ・さらに5万円払って1チャンネル(大体50万視聴世帯)で毎日1度1ヶ月オンエアしてもらう。
- ・商品は予めANVに預けておく。電話注文はANVで受け、ANVで配送し代引きで決済
- ・売上の7割がバックされる
- ・注文客名簿はANVが保有

C. DMを送る

- ・中国には個人情報保護法がないので名簿の売買は自由です。
  - ・上海には元国営のIサービスというウォーターサーバー供給会社があり350万世帯の名簿を持っており、そういう名簿も利用可能です。
- 日系企業のサントリーや小林製薬なども利用しているそうです。

#### ※通販のフルフィルメント

上海の場合—

- ①コールセンターとしては「800」が使えます。
- ②ロジスティクスとしては「上海佐川」が使えます。

ブログ「見てわかる旬の薬事&景表法情報」もご覧下さい

<http://ameblo.jp/yakujijohou>

中国進出をお考えの方はお気軽にメールでお問合せ下さい。

メール: [info@yakujihou.com](mailto:info@yakujihou.com)

## Part5. 税金

輸入において関係する税制は次のとおりです。

### 1、商業目的の輸入のケース

関税、消費税(関税・消費税は商品によって異なりますが大体 30%です)、増値税(17%)がかかります(合計約 50%)。

### 2、個人輸入のケース

1) 基本的には1と同様の扱いです。

ただし、小口のものは免税の対象になります(具体的には、JETROの「中国の小口通関制度について」  
[http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa\\_01/04A-051022](http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/qa_01/04A-051022))

#### 2) 小口

小口とは、「郵送一回あたりの限度額が 1000 元を超えないものが対象となり」、「免税額は 500 元」です。(「中国税関が合理的な数量の範囲内と判断し」た場合)。

免税額というのは、免税の上限が 500 元ということです。言い換えれば、関税と消費税と増値税を合わせた税率(輸入税といいます)の上限が 50%以内の場合であれば、上限(500 元)いっぱいまで免税されます。

\* JETROによれば、健康食品等の個人輸入の場合、ほとんどは輸入税が 50%に収まるとのこと。つまり、課税されません。

ブログ「見てわかる旬の薬事 & 景表法情報」もご覧下さい

<http://ameblo.jp/yakujijohou>

中国進出をお考えの方はお気軽にメールでお問合せ下さい。

メール: [info@yakujihou.com](mailto:info@yakujihou.com)

Part6. 日本からの中国への輸出

\* 2008年9月より輸入化粧品在所轄は衛生部よりSFDAに移管されましたので、以下、「衛生部」とあるところは「SFDA」と読み替えて下さい。

<全体像>

PHASE1 通関前	衛生安全性テスト	北京か上海か広州の疾病 予防コントロールセンター	2—8ヶ月
	衛生部審査 ⇨ 輸入化粧品衛生許可証	国家衛生部 化粧品安全審査委員会	6—9ヶ月
	ラベル審査 ⇨ 輸出入化粧品ラベル審査証書	全国各地の検査検疫機関	2ヶ月
PHASE2 通関	入境検査	港湾の検査検疫機関	
	通関	税関	
PHASE3 通関後	CIQラベル貼付 ⇨ 販売OK	検査検疫機関	

PHASE1. 通関前

<あらまし>

- 1) ※所轄: 国家衛生部
- 2) 1st STEP: 指定のテスト機関で安全性試験を行う
- 3) 2nd STEP: 安全性試験の結果を国家衛生部化粧品安全性審査委員会で審査

1. 衛生安全性テスト

1-1. テスト機関

3つある

名称	所在地	電話番号
中国疾病予防コントロールセンター 環境与健康 関連製品安全所	北京市朝陽区潘家園南里7号	010-67791264
上海市疾病予防コントロールセンター	上海市中山西路1380号	021-62758710
広東省疾病予防コントロールセンター	広東省広州市新港西路176号	020-84194026

1-2. 提出するもの

1	衛生部健康関連製品テスト申請用紙	⇨ 1-3
2	製品配合表	記載要領 ⇨ 下記
3	製品の使用説明書	

<製品配合表記載要領>

- A. 生産時に加えられた成分はすべて申告しなければならず、それには原料に混ぜられ、それとともに投入された防腐剤、安定剤などの添加物も含む。
- B. 配合された全成分の名称及びその含有パーセンテージ、さらに含有量によって逡減される順序。



## 1-4. テスト項目・費用・時間

### <1> 輸入一般化粧品テスト項目及び費用基準

テスト項目	頭髮用品		基礎化粧品		メイクアップ用品			マニキュア (ペディキュア)用品	芳香剤
	一般頭皮用 製品	目に触れや すい頭皮用 製品	一般基礎化 粧品	目に触れや すい製品	一般メイクア ップ用品	眼部メイクア ップ用品	唇及び唇部 メイクアップ 用品	保護類 <sup>1</sup> 着色関連製 品類 <sup>1</sup>	香水類 コロン類 フロリダ水類
	グリース類 ポマード類 ヘアクリーム 類 ヘアウォーター 類 ジェル類	洗髪類リン ス(コンディ ショナー)類 スプレーボト ル式ミスト類 一回性スプ レーボトル式 着色料(非ヘ アダイ型)	クリーム類 乳液 オイル類 化粧水 ボディー用 剤 <sup>1</sup> シャワー関 連用品 <sup>2</sup>	眼部周りの 基礎化粧品 類 マスク類 <sup>2</sup> 洗顔類 <sup>2</sup>	化粧下地類 パウダリー 類 チーク類 ボディーペイ ンティング関 連製品類	アイブロウ類 <sup>4</sup> アイシャドウ 類 アイライン類 アイラッシュ 類 アイメイク洗 浄剤	リップクリー ム類 リップグロス 類 口紅類 リップライナ ー <sup>3</sup>	清潔漂白関 連製品類	
微生物	○	○	○	○	○	○	○	○	
鉛、水銀、ヒ 素	○	○	○	○	○	○	○	○	○
メタノール <sup>5</sup>									○
α-アルコ ル酸 <sup>6</sup>	○								
急性経口毒 性試験							○		
急性皮膚刺 激性試験	○	○						○ <sup>1</sup>	○
眼部刺激性 試験 <sup>8</sup>		○		○		○			
複数回の皮 膚刺激性試 験			○ <sup>1</sup>	○	○	○	○		
検査時間(日 数)	60	60	60	60	60	60	60	60	60
サンプル数 <sup>7</sup>	11	12	12	13	12	20	18	11	9
費用基準	5800	6800	5800	7800	5800	7800	7800	4800	4000

注：○試験の必要あり。1. 試験の必要なし。2. 急性皮膚刺激性試験を行い、複数回の皮膚刺激性試験の必要はない。3. 急性経口毒性試験を行う必要はない。4. 眼部刺激性試験を行う必要はない。5. アルコール、イソプロピルアルコールを含まないものはメタノールを測定せず、メ

タノールを測定する場合は1000円プラスとなる。6.  $\alpha$ -アルコール酸、グリコール酸、リンゴ酸及びケト酢酸。 $\alpha$ -アルコール酸を含む製品のみ測定し、酒石酸を測定する場合は1000円プラスとなる。7. メークアップ類製品の体積または重量は3ml/3gより小さく、量を増やす場合、総数が60gより小さくてはならない。

## <2> 輸入特殊用途化粧品テスト項目及び費用基準

テスト項目	育毛類	健康美容類 美乳類	ヘアダイ類	ヘアパーマ類	日焼け止め類	除臭類	色素除去類	脱毛類
微生物					○			
鉛、水銀、ヒ素	○	○	○	○	○	○	○	○
メタノール	○ <sup>1</sup>	○ <sup>1</sup>			○ <sup>1</sup>	○ <sup>1</sup>	○ <sup>1</sup>	
窒素マスタード、カンタリス	○							
酸化ヘアダイ製品中の染料 <sup>2</sup>			○					
メルカプト酢酸度				○				○
性ホルモン <sup>3</sup>		○						
ホルムアルデヒド						○		
フェノール、キノール							○	
紫外線吸収剤 <sup>4</sup>					○			
PH 値				○	○		○	○
$\alpha$ -アルコール酸 <sup>5</sup>							○	
SPF 値 <sup>6</sup>					○			
急性経口毒性試験	○	○	○	○	○	○	○	○
眼部刺激性試験	○		○	○				
急性皮膚刺激性試験			○	○				
複数回の皮膚刺激性試験	○	○			○	○	○	
皮膚変異反応試験	○				○		○	
チフス・サルモネラ菌回復突発試験**	○	○	○*					
体外哺乳動物細胞染色体畸形変異試験	○	○	○*					
人体パッチ試験					○	○	○	○
人体試用試験	○	○		○				
テスト時間(日数)	240	180	90	90	90	90	90	90
サンプル量 <sup>7</sup>	220人2ヶ月 分用量	150人1ヶ月 分用量	17	17	17	17	17	17
費用基準	32000/31000	23100/22100	18000/11000	11100	16900/15900	12000/11000	16900/15900	8100

注意：○試験の必要あり。\*一回性着色剤にはこの2項目は行わない。\*\*体外乳動物細胞遺伝子突発変異試験を選ぶこともできる。1. アルコール、イソプロピルアルコールを含まない化粧品はメタノール測定を行わない。2. 酸化ヘアダイ中間体：ウルソール、P-アミノフェノール、塩酸アミノフェノール、ハイドロキノン及び0-フェニレンジアミン。3. 性ホルモン：エストロン、雌ニトン、雌三トン、ジエチルスチルベストロール、テストステロン、メチルテストステロン及びプロゲステロン。4. 紫外線吸収剤：ベンゾフェノン-5-マホガニー酸、2-フェニル基ベンゾイミダゾール-5-マホガニー酸、4-アミノ安息香酸、サリチル酸塩、ベンゾフェノン、サリチル酸フェニルエステル、3-(4'-methylbenzylidene)-d-1-カンフル、4-dimethyl-amino-benzoate of ethyl-2-ヘキシル、3-シアン-3、3-diphenyl acrylic acid-2-ethyl ヘキシル ester、4-tert-4-メトキシ基ジフェニルクレゾールメタン、4-メトキシ桂皮酸-2-ヘキシル及びサリチル本-2-ヘキシル。5.  $\alpha$ -アルコール酸：グリコール酸、リンゴ酸及びケト酢酸。 $\alpha$ -アルコール酸を含む製品に対してのみ測定を行う。6. 日焼け止め製品において SPF 値が表記されている場合のみ測定を行う。7. 個別包装サンプルがそれぞれ 20g 以上であること。

<3> 衛生安全性検査項目別費用基準

番号	検査項目	費用(無)
1	ホルムアルデヒド	1000
2	メルカプト酢酸	1000
3	ホルムアルデヒド	1000
4	性ホルモン	1000
5	ヘアダイ剤	1000
6	フェノール	1000
7	キノル	
8	鉛、水銀、ヒ素	1000
9	PH	1000
10	紫外線吸収剤	1000
11	カンタリス	1000
12	窒素マスタード	
13	SPF	1000
14	防腐剤	1000
15	酒石酸	1000
16	微生物	1000
17	急性経口毒性試験	1000
18	急性皮膚刺激試験	1000
18	複数回による皮膚刺激試験	1000
20	眼部刺激試験	1000
21	皮膚変異反応試験	1000
22	細胞染色体畸形変異	1000
23	Ames	1000
24	人体パッチ	1000
25	人体試験(健康美容、美乳)	1000
26	人体試験(頭髪関連化粧品)	1000
27	皮膚光毒	1000

2. 衛生部化粧品安全審査委員会による審査

2-1. 提出物(正本1、副本8)

- 1) 輸入化粧品衛生許可申請表
- 2) 製品配合表
- 3) 効能成分、使用根拠及び効能成分のテスト方法(特殊用途化粧品)
- 4) 生産の技法及びチャート
- 5) 製品品質基準(企業基準)

- 6) 衛生部が認定する化粧品テスト機関が発行するテストレポート
- 7) 製品梱包(製品ラベルを含む)
- 8) 製品説明書
- 9) 委託を受けた機関は申告委託の委託状を提出する
- 10) 製品の生産国(地区)における生産販売許可を証明する文書
- 11) 製品審査の助けとなる可能性のあるその他の資料
- 12) 未開封の製品サンプル小型包装1件を別に添付する

## 2-2. 作成要領

- 1) 同一申告機関が同時に多くの製品を申告する場合、それぞれの製品に一つ一つの配合表を添付し、製品ごとに申告を行う。

以下の条件に符号する口紅またはマニキュア1セットは、1つの製品として申告することができる。

1. 当該製品が同一種類に色素を使用しているものの、色素の含有パーセンテージが違うが、製品配合表においてその他の成分及び含有量が完全に同じ場合。
2. 当該セット製品が1品目となっている場合。
3. 申告機関が書面によって、当該セット製品を1つの製品として申請を行った場合。

当該セット製品のテストを行う際、そのうちで色素の含有パーセンテージが最も高い製品を選んで検査を行い、その検査結果が当該セットにおけるすべての製品の検査結果と見なす。製品を申告する際、申告機関は当該セット製品の数量、それぞれの製品のコード番号及び色素含有パーセンテージを明記すること。

- 2) 申告資料は申請表及び検査機関が発行する検査レポートを除き、すべての資料の各ページに申告機関の捺印を行うこと(割印可)。
- 3) 申請資料はすべてA4規格用紙を使用してプリントアウト(中国語は宋体小4号フォント、英語は12号フォントを使用)すること。申告の各項目内容が完備し、明確で、修正液の利用は認めない。
- 4) 申告資料の副本は正本をコピーしたものとし、副本はクリアで正本と完全に一致したものでなければならない。
- 5) 申告資料における同一項目の記入は一致しなければならない、前後で矛盾があってはならない。
- 6) 申告資料において使われる製品名称には製品ブランド名も含まれる。
- 7) 申告資料におけるすべての外国語(製品、生産企業及び申告機関の名称を含む)は規範化された中国語に翻訳されていなければならない、同時に翻訳文は対応する外国語資料の後に追加するが、本規定が要求している配合表における英語またはラテン語による成分名称、さらに外国所在地などは除外する。
- 8) 申告機関は検査レポートを提出する際、同時に「衛生部健康関連製品検査申請用紙」及び「衛生部健康関連製品検査受理通知」(化粧品安全テスト機関から提供される)を提出しなければならない。

## 2-3. 許可

審査に合格すると、輸入化粧品衛生許可証が発行される。

## 3. ラベル審査

※規制法:「消耗品使用説明 化粧品通用基準」ほか

### 3-1. 審査機関

全国各地の検査検疫機関

### 3-2. 提出物

- 1)化粧品ラベル審査申請書(申請書スタイル及び記入説明は附録六を参照)
- 2)申請機関保証書(スタイルは附録七を参照)
- 3)化粧品効能成分及びその関連証明材料、検査方法
- 4)製品配合表正本
- 5)製品の生産国(地区)における販売許可を証明する文書
- 6)化粧品ラベルサンプル6セット、サンプルを提供するのが難しい場合は写真の提供でもよい。
- 7)中華人民共和国衛生部の輸入化粧品衛生許可証の許可文書、特殊用途化粧品の衛生許可証及び関連検査レポート副本
- 8)輸入化粧品取扱業者、代理業者の営業証副本
- 9)包装及び内装説明書の中国語翻訳文

3-3. 審査時間・費用

- 1)時間 約2ヶ月
- 2)費用 約1000元

3-4. ラベル申請用紙

GENERAL ADMINISTRATION OF QUALITY SUPERVISION, INSPECTION AND QUARANTINE OF  
P. R. CHINA

**APPLICATION FORM FOR VERIFICATION OF EXPORT COSMETICS LABELING**

申請用紙コード番号 :

申請用紙コード番号 :			
申請機関名称 Applicant	中国語 (Chinese)		
	英語 (English)		
所在地 Address			
郵便番号 Post Code		電話 Telephone	
ファクス Fax		電子メール E-mail	
製品ブランド及び 名称 Product Brand and Name	中国語 (Chinese)		
	英語 (English)		
製品類別 Product Class		製品規格 Product Specification	
H. S. コード H. S. Code		製品バーコード Bar Code	
生産メーカー(名 称及び所在地) Manufacturer (name / address)	中国語 (Chinese)		
	英語 (English)		
代理機関 Distributor			
原産国または地区 Country or Region of Origin		包装材料 Material of Packing	
合併申請 Incorporate Application			
申請機関代表者署名 : (機関公印捺印) Signature of the Representative of the Applicant : (Stamp)		申請者(署名) : Signature of the Applicant	
日付 : (Date)		日付 : (Date)	

### 輸入化粧品ラベル審査申請用紙記入の説明

申請用紙は<http://www.aqsiq.gov.cn/doc/iqjy/jy/iqws.htm>からダウンロードする。

- 一、申請用紙コード番号は検査検査機関が決定する。
- 二、製品ブランド及び名称について
  1. 中国語：製品ブランドは翻訳名を用いてもよい。名称には製品の実際の属性が反映され、一般的で分かりやすいものとする。  
英語：販売包装と一致するもの。
  2. 製品ブランド及び名称は同じである場合、製品の特徴または番号を明記するものとする。例えば、ランコムアイブロウ（茶色）、オーレイシルキーチーク（70）など。
- 三、製品類別：フェイス用化粧品、頭髮用化粧品、美容化粧品、香水類化粧品、口腔衛生用品、特殊機能化粧品など。
- 四、製品規格：製品の純含有量または純容量。kg または g、L (l) または mL (ml) で表示する。セット化粧品は、内装物の数量及び規格に合わせてそれぞれ表記すること。
- 五、生産メーカー（名称/所在地）：製品の製造、包装または個別包装業者が法に基づいて登録登記している名称、所在地。
- 六、原産国または地区：輸入化粧品の原産国名を指し、地区は香港、マカオ、台湾を指す。
- 七、包装材料：販売用包装及び容器の材質。例えば、ペーパーボックス/ガラス瓶、ペーパーボックス/プラスチック瓶（バッグ）、ガラス瓶、プラスチック瓶（バッグ）など。圧縮容器など危険物包装の化粧品については、特別に表記する必要がある。
- 八、合併申請：合併による申請の場合は、申請用紙コード番号取得後、「××××××××××××××××との合併申請」を記入する。
- 九、申請機関代表者署名（機関公印押捺）及び日付は記入漏れがあってはならない。
- 十、申請者署名、日付は検査検査機関が申請を受けつけた日付け。
- 十一、申請用紙はコンピューターで記入すること。

## PHASE2. 通関

### 1. 入境検査

※規制法：「輸出入化粧品監督検査管理方法」「輸出入化粧品監督検査管理方法」の執行に関する通知  
ほか

#### 1-1. 検査機関

受け入れ港湾の検査検査機関

#### 1-2. 検査内容

##### 1) 品質テスト項目

感覚レベル—色合い、香り、外観、状態など；

理化学レベル—PH値、粘度、泡沫、耐熱、耐寒、透明度、有効物、遠心分離試験など；

##### 2) 衛生化学テスト項目

鉛、水銀、ヒ素、カドミウム、ホルムアルデヒド、メタノール、ジユ乙酸 (Thioglycollic Acid) 及びその塩類、フェノール、キノール、性ホルモン、紫外線吸収剤、防腐剤、酸化ヘアダイ中の染料、 $\alpha$ -アルコール類、窒素マスタード、カンタリス (Cantharidin)、色素など。

##### 3) 微生物テスト項目

細菌総数、糞の大腸菌類、緑膿杆菌 (Pseudomonas Aeruginosa)、金黄色ブドウ球菌など。

微生物に対する検査は、ロットごとに少なくとも3つのサンプルを使って行い、細菌検査の結果は実測

結果の最高値を報告し、微生物検査項目は再検査を行うことはできない。

#### 4) 包装検査内容

商品名称、規格、包装、標記、生産日及びロット番号が契約書、信用状の規定に見合ったものかどうか。

最小限、包装に破れがなく清潔で、ラベルは明確、規範的で、きちんとしていること。

特殊化粧品は関連規定に基づいて、包装上に使用の要点及び主要成分などを明記する。

#### 1-3. 提出書類

契約書、海外インボイス、船荷証券(海運船荷証券、AWB、国際鉄道連合運送証券など)、バックングリスト、衛生許可証、輸出国または地区の政府による検疫証明、薫製証明など。

## 2. 通関

### 2-1. 関税

税目コード	商品名称	税率 (%)							監督条件
		2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
33.04	美容品または化粧品及び基礎化粧品(薬品は除く)、日焼け止め油または日焼け用油、マニキュア(ペディキュア)類も含む:								
3304.1000	唇用化粧品	22.5	18.3	14.2	10	-	-	-	AB
3304.2000	眼用化粧品	22.5	18.3	14.2	10	-	-	-	AB
3304.3000	マニキュア(ペディキュア)化粧品	25	21.7	18.3	15	-	-	-	AB
3304.9100	おしろい、プレストかどうかによらず	22.5	18.3	14.2	10	-	-	-	AB
3304.9900	その他	25.5	22.3	19.2	16	12.8	9.7	6.5-	AB
33.05	ヘアケア製品								
3305.1000	シャンプー	18.8	16.8	14.7	12.7	10.6	8.6	6.5	AB
3305.2000	パーマ液	19	17	15	-	-	-	-	AB
3305.3000	整髪剤	19	17	15	-	-	-	-	
3305.9000	その他	17.5	15	12.5	10	-	-	-	
33.06	口内及び歯洗浄剤、入れ歯成型剤及びパウダー、歯間衛生用フロス、単独包装の小売向け用品:								
3306.1010	練り歯磨き	17.5	15	12.5	10	-	-	-	AB
3306.1090	その他	17.5	15	12.5	10	-	-	-	AB
3306.9000	その他	17.5	15	12.5	10	-	-	-	AB
33.07	髭剃り用製剤、人体除臭剤、シャワ								

	一用製剤、脱毛剤及びその他税目コードに列記されていない芳香製剤及び及びトイタリー用品、室内除臭剤、香水または消毒剤を含むかどうかに関わらず:								
3307.1000	髭剃り用製剤	17.5	15	12.5	10	-	-	-	AB
3307.2000	人体除臭剤及び汗止め	17.5	15	12.5	10	-	-	-	AB
3307.3000	バスソルト及びその他シャワー用製剤	17.5	15	12.5	10	-	-	-	AB

## 2-2. 消費税

「中華人民共和国消費税暫定施行条例」の規定により、中国における化粧品(セット化粧品も含む)の消費税率は30%となっており、輸入における課税消耗品の消費税は税関が代理徴収する。

## 2-3. 増値税

「中華人民共和国増値税暫定施行条例」の規定により、中国の化粧品に適用される増値税率は17%となっており、輸入化粧品の輸入プロセスにおける増値税は税関が代理徴収する。

## PHASE3. 通関後

※規制法: 出入境検査検疫ラベル管理方法

商品販売前にCIQラベル(検査検疫済を証明するもの)を表示しなければならない。

## Part7. 日本で製造するか中国で製造するか

### 1. 3つの選択肢

日本企業が中国で化粧品ビジネスをやろうと考えたときに、どこで作るかという問題が出て来ますが、3つの選択肢が出て来ます。

- A. 日本で完成品を作って日本から輸出する
- B. 日本でバルクを作って日本から輸出し中国で完成品に仕上げる
- C. 中国で作る

### 2. 日本で完成品を作る(A)

#### 1) メリット

- ①「Made in Japan」と表記できます。
- ②High Qualityにできます。

#### 2) デメリット

- ①TAXが高いです。大体、上代の50%は見ておく必要があります。  
その結果、通常は、日本で1000円で売っていれば1500円、2000円で売っている商品は3000円で売ることになります。
- ②通関に要する時間が読めません。その時々々の政府の政策によって変わります。

### 3. 日本でバルクを作る(B)

#### 1) メリット

- ①完成品に比べれば少しはTAXが安くなります。
- ②High Qualityにできます。
- ③「産地 日本」と表記できます。

#### 2) デメリット

- ①完成品よりは安いと言ってもTAXは高いです。物によりますが40%は見ておく必要があります。
- ②通関に要する期間が読めません。1年くらいかかることもあります。

### 4. 中国で作る(C)

#### 1) メリット

3つの選択肢の中で最も安くできます。

#### 2) デメリット

- ①「Made in Japan」あるいは「産地 日本」と表示できない点
  - ②Qualityが不安な点
- はデメリットですが、解決できないわけではありません。

#### 3) 解決策

- ①日本イメージは、製品名を日本名にしたり、「今、日本で売れている××」と広告するなどかなりの程度、解決できます。
- ②Qualityも日本から進出しているメーカーがありますのでそういう所に依頼すれば日本で製造したものと

同程度のQualityは確保できます。

また、そういう在中日本メーカーを使えば、打合せは日本で日本本社との間で行うことができます。

結局—

中国で、在中日本メーカーに委託して製造するのがベストです。  
実績あるメーカーをご紹介しますのでお問合せ下さい。

ブログ「見てわかる旬の薬事&景表法情報」もご覧下さい

<http://ameblo.jp/yakujijohou>

中国進出をお考えの方はお気軽にメールでお問合せ下さい。

メール: [info@yakujihou.com](mailto:info@yakujihou.com)

# 国家食品药品监督管理局 进口非特殊用途化妆品备案凭证

国妆备进字J20082225

廣興株式会社:

根据《化妆品卫生监督条例》及其实施细则有关规定,对你单位的以下产品予以备案,备案有效期至2012年12月9日。

产品名称	中文	思派雅保湿霜	
	英文	[REDACTED] treatment essence cream	
生产企业	中文	廣興株式会社	
	英文	[REDACTED] Corporation Co.,Ltd	
生产国(地区)	日本	地址	1-3 [REDACTED] kitaku [REDACTED]
在华责任单位	名称	北京碧优莉贸易有限公司	
	地址	北京市海淀区知春路甲48号盈都大厦C座3单元16C	
备注			

请于批件有效期届满前4个月提出延续申请

国家食品药品监督管理局未组织对本产品卫生安全性进行技术审核,本备案凭证不作为对产品卫生安全质量的认可。

